

研究報告

コロナ禍と税務大学校の対応

税務大学校副校長

初 谷 武 志

◆SUMMARY◆

わが国では令和 2 年（2020 年）初めから、新型コロナウイルスが猛威をふるい、国民の生活様式を一変させたが、国税庁の研修機関としてこれまで研修所に集合して研修を実施してきた税務大学校にも二つの大きな影響を与えた。

一つは、国の一機関として、最初に感染拡大が起こったとされる中国武漢からのチャーター便による帰国者に対する学寮の提供である。緊迫した状況の中、国家の緊急事態に、国の施設として学寮の提供という形で貢献した。

今一つは、研修所に集合して研修を実施する方式の転換である。集合して研修を実施することに対して、埼玉県あるいは和光市から近隣住民の不安を代弁する形で様々な声が寄せられたということもあったが、コロナは税大研修をこれまでの集合方式からオンライン方式に否応ない形で一変させた。現状の世の中の流れからすれば、研修にもDX（デジタル・トランスフォーメーション）が必要であり、コロナがなくてもその取組みは進める必要があったであろうが、コロナによって一気にオンライン研修が主流となった。

本稿は、これら二つのコロナの税大に対する大きな影響について事実関係を整理することにより、後世に向けた参考記録としての記述を試みたものである。

（税大ジャーナル編集部）

キーワード：新型コロナ、税務大学校、税大研修、国税庁、和光市

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	2
1 令和2年2月（武漢からの帰国邦人、クルーズ船乗客受入れ）と研修生対応 ～学寮明け渡しと研修生・研修への影響～	3
(1) 中国在留邦人の帰国と税大寮への入居	3
(2) 専科研修の繰上げ終了	4
(3) 学寮の追加明渡し－クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」をめぐる状況－	4
2 イベントの自粛要請・学校への臨時休校要請と税大研修	5
(1) イベント・学校を巡る社会の動き	5
(2) 税大における採用時研修の集合研修の見合わせ（令和2年4月初旬）	6
3 令和2年4月以降の社会の動きと税大での研修実施	8
(1) 集合研修の取りやめとオンライン等による研修実施（令和2年4月～6月）	8
(2) 一部研修見送りと集合研修の再開、これに対する地元自治体の反応（令和2年7月～）	9
(3) オンラインでの具体的な研修実施方法（令和2年7月～）	10
4 令和3年12月（オミクロン株拡大期の）帰還邦人受入れ	10
5 現在の税大研修実施方法	11
6 最後に	11

はじめに

令和2年初めから猛威をふるい、全世界で日々の生活から社会・経済全体を一遍に大きく変えた新型コロナウイルス禍だが、この稿では、国税の文教研修施設⁽¹⁾として職員研修⁽²⁾を担い、そのための学寮⁽³⁾など施設を有する税務大学校（以下「税大」）が、研修や施設利用の面において、どのような対応を取ったのか、これまでの約3年を振り返っておきたい。将来に向けた記録の一端として、または今後生じうる各種事態に対応するための参考の一助として後世に残すことができればとの思いである。

この稿で触れる内容は、研修をどのように実施したか（あるいは取りやめたか）、国難と言えるような事態の中、政府の一施設としてその学寮をどのように活用したのか（それに伴って研修や研修生の生活はどうなったの

か）、の大きく二つに分かれるが、事の性質によって書き分けるよりも記録としての意味合いから、また、研修実施と施設利用とは相互に影響があるため、以下は時系列によって記すこととする。

なお、本稿はあくまで税大としての取組みについての記録であるため、他機関との連絡調整の細部に踏み込むことはしない。そのために流れの全体像が分かりづらい部分もあると思うが、そこはご容赦願いたい。また、あくまで事実の記録なので、税大として対応の良し悪しについて評価を加えるものでもない。おって、文中意見にわたる部分は私見であり、国税庁及び税大の見解ではないこともご理解いただきたい。

なお、当校関連部分以外の事実関係については、主に読売新聞東京本社調査研究本部『報道記録 新型コロナウイルス感染症』（2021

年、読売新聞東京本社)に拠った。

1 令和2年2月(武漢からの帰国邦人、クルーズ船乗客受入れ)と研修生対応

～学寮明け渡しと研修生・研修への影響～

(1) 中国在留邦人の帰国と税大寮への入居

ご承知のように、コロナ禍は2020年1月初めに「中国武漢での原因不明の肺炎」として報じられ、同中旬にわが国でも初めて武漢滞在歴のある神奈川県在住中国人男性の感染が伝えられるなど徐々に国民生活への影響が大きくなり、同30日にWHOが新型コロナの緊急事態を宣言し全世界的に重大な事態と認識されていった。日本政府の対応としては、中国政府による1月下旬の武漢市出入り制限(事実上の封鎖)を受け同24日に外務省から中国湖北省への渡航中止勧告を発出し、26日に安倍晋三総理(当時)がチャーター機を手当した上で武漢在留邦人のうち「希望者全員を帰国させる」と表明した。

チャーター便は1月下旬から2月上旬にかけて5便が派遣され、計828人の邦人らを帰国させた。チャーター第1便の全日空機は、1月29日に武漢空港を出発し成田空港に到着した。第3便までは武漢市内の邦人を運び、第4、5便は市外の邦人や中国籍の配偶者らも搭乗させ、最後の第5便は2月17日に羽田空港に到着した。なお、2月3日には中国での新型コロナによる死者が累計361人となり、2002～2003年に流行したSARSの中国本土での死者を上回ったとも伝えられている。税大では後述するようにこのチャーター便による帰国者への学寮の貸与を行うべく各種の調整を行った。国税庁レポート2022には⁽⁴⁾、「新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応(令和2年5月15日現在)」の「税務大学校の取組」に「内閣官房(内閣官房副長官事態対処・危機管理担当)の要請に基づき、税務大学校和光校舎(埼玉県和光市)の学寮を貸与し、令和2(2020)年2月1日から同

年3月16日までの間、中華人民共和国湖北省武漢市から日本政府が用意したチャーター便で帰国した方やクルーズ船を下船した乗客乗員の健康観察期間中の宿泊施設として受け入れを行いました。」と記されている。

在留邦人受入れについての税大側の具体的な動きとしては、政府部内の各種調整を経て1月31日(金)、研修生に対し、チャーター便による中国在留邦人の帰国者受入れのため暫時学寮の提供を行う旨と、対象学寮からの退去手順等(荷物の搬出、居室の清掃や退寮の対象ではない研修生にも引越し等作業への協力を依頼)を通知した。同日及び2月1日(土)に、当校和光校舎の学寮のうち、和光寮と船橋寮から研修生が退去した(多くは隣接する司法研修所の寮に入居⁽⁵⁾)。この間、(本来研修生の業務ではないが)帰国者のために学寮のベッドメイキングを税大の研修生が行うといった行動も行われている。

中国からの帰国者は、同1日夕方から同17日にかけて順次税大和光校舎に到着し、最終的には約五百名⁽⁶⁾の帰国者が税大和光寮に入居した⁽⁷⁾。入居に当たっては、帰国者(及びそのための調整やお世話をする政府スタッフ)が使うエリアと税大職員・研修生の動線・エリアとが明確に分離された⁽⁸⁾。税大和光校舎の滞在状況に関する報道として、中国からチャーター機で帰国した方について、「税務大学校の部屋にはほとんど何もなく、決まった時間になると弁当などの食事が外に置かれる。『寒くはなく、食事もあってありがたいが、閉じこもった生活は気がめいる。質の良い牢屋に入っているようだ』と語る。食欲も出ないという。」との記事が共同通信から配信されている⁽⁹⁾。

税大和光校舎が所在する埼玉県和光市からは、中国の武漢からチャーター便第2便の帰国者で市内の国の施設⁽¹⁰⁾に滞在していた199名がウイルス検査を受けた結果、全員が陰性で...順次帰宅を開始した旨や、後述するクル

ーズ船乗組員のうち1名が陽性と確認された旨、チャーター機計5便乗客の滞在や退去などの情報が市民向けに提供されている⁽¹¹⁾。同市ホームページによれば、チャーター機第5便（筆者注：最終便）乗客の最終退去日は3月3日、クルーズ船乗客の最終退去は同8日、クルーズ船乗組員の最終退去は同16日となっている。

(2) 専科研修の繰上げ終了

2月4日（火）⁽¹²⁾朝、専科研修生に対し、専科研修の繰上げ終了、各種試験等の対応が伝達された。具体的には、①予定では2月下旬に終了予定であった専科研修を、帰還者の帰国支援のため学寮確保が難しいことを理由として2月6日（木）をもって終了すること、終了時までに予定されていた試験⁽¹³⁾を前倒しして5日までに実施すること、などが伝達された。伝達時に研修生から、帰国邦人が同一の敷地にいることによる感染リスクに対する不安の声も出た⁽¹⁴⁾ため、同日午後には税大健康管理医により感染予防策や税大でのその実践などについての説明書を配付し、また、7日には国立保健医療科学院長による特別講話を実施するなどして不安の解消に努めた。

なお、専科以外の研修（本科、研究科、酒税行政研修）については、学寮明け渡しに伴う引越しなどはあったものの、特に研修繰り上げまでは行っていない。

(3) 学寮の追加明渡し—クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」をめぐる状況—

2月4日以降、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス乗客・乗組員の集団感染が報じられてきた。まずは、4日付読売新聞で「厚生労働省が3日、横浜港（横浜市）からクルーズ船に乗った香港住民の男性が新型コロナウイルスに感染していたとして、この日同港に戻ってきた船を沖に停泊させた状態で、すべての乗客・乗組員（約3500人）の健康状態

を船内で調べる検疫を始めた。」と、また、5日付同紙に船内で10名ほどが発熱などの症状を訴え、個室に隔離されていることが報じられた。その後、16日報道時点（読売新聞朝刊報道）で、3日夜の横浜港到着後に確認された感染者は計285人（うち日本人137人）と報じられた。報道では2月2日までの時点で、武漢を中心とした感染拡大により中国本土の感染者は累計で1万7千人を超えていた（死者は累計で361人）が、わが国では感染者として発表されていたのは未だ一桁に過ぎなかった⁽¹⁵⁾中で、横浜に停泊しているクルーズ船に数十人、数百人の感染者が発生していたことは国民の不安感の増大につながっていたものと思われる。最終的にはクルーズ船の乗客・乗組員のうち712名の感染が確認され、死者は13名であった。クルーズ船の乗客・乗組員の感染等にどう対応するかについては、「船は日本国内にあるが、船籍は英国で、運航しているのは米国の会社」⁽¹⁶⁾であり、ルールがない中、5日から二週間の船内待機を終え無症状で陰性が確認された乗客約500人を19日に下船させるなどの対応がとられた。税大ではこれら乗客・乗組員約400名の一時滞在中のため学寮（霞寮・若松寮）を提供した。

時間的には前後するが、税大学寮への乗客・乗組員の滞在中に関して、和光市のホームページ⁽¹⁷⁾によれば、2月14日付で「クルーズ船『ダイヤモンド・プリンセス号』から下船された方々（80歳以上の高齢者で持病がある人など）の11名が、税務大学校にて経過観察のため滞在中です」と記載されており、これは、19日までの船内待機を待たずに下船した陰性が確認された高齢者11名⁽¹⁸⁾と一致するので、おそらくこの方々のことではないかと思われる。同ホームページではその後も、16日に70歳以上の高齢者など15名が滞在中の旨、22日には経過観察を要する方が税大に滞在中の旨、その後も検体の要請が確認された者が都内の病院に搬送された、

乗組員が滞在することになった、退去した(最終の退去は3月16日)、などの情報が、市長のコメントとともに市民向けに計14回⁽¹⁹⁾にわたり丁寧に発信されている。読売新聞3月2日付朝刊は3月1日の最後の乗組員の下船に関し「厚労省によると、この日下船したのはインドネシア国籍の乗員68人と、船長や航海士ら63人の計131人。…インドネシア人は帰国のためチャーター機に向かい、航海士らは経過観察のため埼玉県内の施設に入り、15日まで滞在する。」と報じている。なお、同ホームページでも発信されているが、チャーター機の乗客・クルーズ船の乗客・乗組員については3月16日までに全員が退去している。

2 イベントの自粛要請・学校への臨時休校要請と税大研修

(1) イベント・学校を巡る社会の動き

税大は、学校教育法に基づく学校ではなく、また、税大での研修実施は「イベント」ではないものの、各種学校教育にかかる措置やイベントの制限等は税大における研修の実施に大きな影響を与える。これらの点に関連して注目される社会の動きとして、2月26日に政府が大規模イベント自粛要請を、また、2月27日には全国の学校に対して3月2日から春休みまでの臨時休校を要請している。

まず、2月26日に、多数の観客が集まるスポーツ・文化行事の主催団体に対し、今後2週間は行事の中止や延期、規模縮小などの対応を取るよう要請した(同27日読売新聞朝刊報道)。この件に関し安倍晋三総理(当時)が「全国的なスポーツ、文化イベントなどには大規模な感染リスクがあることを勘案した」と述べ、また菅義偉官房長官(当時)がその対象について「全国から参加者を募る、国もしくは全国規模の団体が開催する大規模なイベント」と説明したと報じられている。この関連で、3月4日には政府が同11日に予定さ

れていた東日本大震災追悼式中止する方向で調整に入った旨(最終的には献花式のみ開催)、また、様々な調整を経て同30日に同年夏に予定されていた東京五輪・パラリンピックを2021年(令和3年)7月からの開催とすることが国際オリンピック委員会の臨時理事会で承認された旨が報じられている。時間的には前後するが、イベント自粛の前段階としての外出自粛については、2月28日の北海道知事による「緊急事態宣言」に伴い週末の外出自粛を要請、3月25日に東京都知事が不要不急の外出を控えるよう都民らに求め、全国規模では3月13日の改正新型インフルエンザ対策特別措置法の成立、4月7日に緊急事態宣言を発出するとともに、安倍総理から記者会見において国民に不要不急の外出自粛を要請した。

学校への臨時休校要請については、2月27日に安倍総理が対策本部会議で「全国すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について来週3月2日から春休みまで、臨時休業を行うよう要請する」と表明し(同28日付読売新聞朝刊)、28日には文部科学省から都道府県教委や知事らに、国公私立の小中学校や高校などを3月2日から春休みまで一斉休校とするよう求める通知を出した(同29日付読売新聞朝刊)。いずれも法的拘束力のない要請ではあったが、3月4日の文部科学省のまとめでは99%の公立小中学校で一斉休校が実施されたとある。なお、その後、学校の休校について読売新聞が道府県庁所在地や政令市など121自治体を調査したところ、「6月22日以降9割の109自治体で学校が全面再開され、7月1日以降はほぼすべてで全面再開すると答えた」と報じられている(6月27日付夕刊)。

その他、大きく国民に影響を与えた報道として、3月29日に志村けんさんが新型コロナウイルスによる肺炎のため死去したこと、京都の大学で海外への卒業旅行から帰国した学

生らによるクラスターの可能性（いずれも 30 日報道）や、そのクラスターを起因とする同大学や学生に対するいわれなき非難も問題になった。

(2) 税大における採用時研修の集合研修の見合わせ（令和 2 年 4 月初旬）

令和 2 年度（同 2 年 4 月～3 年 3 月）の研修について、税大では新型コロナウイルスの感染拡大を受け、長期研修 13 コースのうち本科などの 7 コース並びに短期研修の大半の見送りを決定し、税務職員試験採用者の採用時研修である普通科（令和 2 年 4 月から同 3 年 3 月）と、国税専門官試験採用者の採用時研修である専門官基礎研修は、それぞれ地方研修所、本校（和光）において、感染対策措置を講じつつ実施することとし、4 月初めには同研修を受ける研修生が各研修所及び本校に集合していた。しかし、様々な経緯（以下に報道等を時系列に整理、記載した）があり、結果的に集合方式での研修実施は見合わせる事となった。この稿では、一旦集合したがその後在宅によるオンライン研修等に切り替えた経緯について当時の報道を以下に記す。

- 令和 2 年（2020 年）4 月 1 日朝日新聞夕刊 1 面「春 コロナの間合い」 「税務大学校（埼玉県和光市）で式を開いた東京国税局は出席者にマスクを着用させ、例年は全員に渡す辞令を代表者 1 人だけに。席に間隔をあけようと会場は二つに分け、片方はモニター越しに局長の挨拶を聞いた。全国の国税局で採用された新入職員のうち計約 1,200 人は今後、税務大学校で研修⁽²⁰⁾を受けるため、多くが敷地内の寮で暮らす。この寮は集団感染が起きた大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の乗客ら計約 900 人を受け入れていたが、使われた部屋は消毒を終えたという。」
- 令和 2 年（2020 年）4 月 3 日 11 : 50 共

同通信ニュース 「書記官研修、週明け開始 300 人参加、感染懸念も」 「裁判所職員総合研修所（埼玉県和光市）が、書記官の養成研修を 6 日から予定通り実施する方針であることが 3 日、関係者への取材で分かった。全国から約 300 人が集まる。会員制交流サイト（SNS）上では、新型コロナウイルス感染を懸念して『延期すべきだ』との声も上がっている。」

- 令和 2 年（2020 年）4 月 3 日 15 : 57 共同通信ニュース 「千人超参加の研修実施 国税庁『感染対策講じる』」 「新型コロナウイルスの感染が広がる中、国税庁は 3 日、全国 12 の国税局・国税事務所が今春採用した職員約 1100 人を税務大学校（埼玉県和光市）に集め、予定通り 6 日から研修を実施すると明らかにした。9 割が寮に宿泊する予定で、6 月 22 日まで。会員制交流サイト（SNS）では実施を問題視する声も上がるが、国税庁は「感染対策を講じる」としている。」
- 令和 2 年（2020 年）4 月 3 日 20 : 37 共同通信ニュース 「千人超参加の研修実施 国税庁、地元市長は批判」 （前記 15 : 57 配信記事に加え）「和光市の松本武洋市長は 3 日、研修の実施は、政府が要請している大規模なイベントや集会の自粛に相反しているとして『適切ではないと考えている』とのコメントを出した。国税庁によると、今年は複数の教室に研修生を分けて座席の間隔を空ける。1 時間ごとに換気し、講義後は机やいすを各自が消毒する。平日も含め、不要不急の外出は自粛させる。」
- 令和 2 年（2020 年）4 月 4 日 00 : 23 共同通信ニュース 「職員研修、オンラインに 国税庁、コロナ感染拡大で」 「国税庁は 3 日、全国 12 の国税局・国税事務所が今春採用した職員約 1100 人を対象に、税務大学校（埼玉県和光市）で 6 日から実施予定だった研修を、在宅でのオンライン

講義に切り替えると発表した。新型コロナウイルスの感染拡大を受けた措置。最高裁も3日夜、埼玉県和光市の裁判所職員総合研修所で6日から実施予定だった書記官の養成研修を延期することを決めた。」

- ・ 令和2年(2020年)4月4日 21:39 朝日新聞デジタル 「税務大学校の1千人研修 知事の中止要請に『対応する』」 「埼玉県の大野元裕知事は4日、県庁の会見で、大規模な集合研修を6日から予定していた税務大学校と裁判所職員総合研修所に対し、研修を中止するよう直接要請していたことを明らかにした。両研修施設からはともに3日深夜、オンライン研修などで対応するとの連絡があったという。大野知事によると、…途中省略…『十分な(感染拡大の)対策ができていとは言えないと感じ、強く取りやめをお願いした』という。」
- ・ 令和2年(2020年)4月4日 埼玉県ホームページ⁽²¹⁾ 「知事メッセージ(新たな患者の発生及び和光市における国の集合研修の取りやめについて(4月4日))」 「…(途中省略)…すでに一部メディアで報道はされていますけれども、和光市にある税務大学校研修所及び裁判所職員総合研修所での集合研修のことです。週明けの4月6日月曜日から税務大学校では、千人規模、そして裁判所研修所では300人規模の集合研修が行われるということで和光市の松本市長を始め、市民の皆様や県議会からも懸念が示されました。私も昨日一報を受けて事実の確認をいたしましたところ、消毒液の設置やマスクの着用、換気や毎日の検温など、一定の対策を講じるとは言うものの、研修規模などに鑑みても、密閉・密集・密接、いわゆる3密に対して必ずしも十分な対策ができるとは言えないのではないかと感じました。そこで、税務大学校校長や裁判所職員研修所に直接電話をさせていただいて、次の2点をご指摘をし、強

く取りやめをお願いいたしました。一つ目は蔓延防止の観点から埼玉県では500人以上の大規模な集会についてはこれまでも自粛をお願いをしてまいりました。また、政府の専門家会合では感染者確認地域においては50人以上の集会をするべきではない、こういう指摘もありました。このような中で、国が千人規模の集合研修を実施することは、埼玉県知事としては看過できないと申し上げました。また、もう一つは民間企業あるいは県民の皆様に対して蔓延防止にご協力をお願いし、テレワークや時差出勤をご協力をお願いをさせていただいている。あるいは様々なイベントについて泣く泣く中止、あるいは延期をしている事業者がいる中で、旗振り役の公務員が長期の宿泊研修を行うことが国民にとって理解されるのか、この2点について指摘をし、研修目的を達成するためには他にもオンライン研修などやり方があるのではないかと、という風にご指摘をさせていただき、取りやめを強くお願いをいたしました。このことは、新型コロナ対策担当の西村大臣にも昨日ご連絡をさせていただき、国レベルでも働きかけをしていただいて迅速な対応をしていただきました。その結果、昨日深夜でありましたけれども両方の研修所ともご理解ご協力をいただき、オンライン研修などによって対応いただくという風にしたいと連絡がありました。あらためてご尽力いただきました皆様には感謝を申し上げたいと思います。…(以下省略)…」

- ・ 令和2年(2020年)4月15日日本経済新聞夕刊11面 「税や司法 研修手探り」 「税務や司法などを担当する行政機関で、新人職員などの研修をオンライン講義に切り替えたり延期したりする動きが相次いでいる。寮などに大人数で寝泊まりして専門職としての基礎をみっちり学ぶ伝統があるが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け

て対応を迫られている。関係者からは実務への影響や知識の習熟度に差が出ることを懸念する声も上がっている。国税庁は、6日から税務大学校（埼玉県和光市）で予定していた新人研修を在宅でのオンライン授業にした。本来は全国の国税局などで採用された大学卒業生ら約1100人を集め、7月に税務署に配属される前の7月22日まで税法や関連する法律、憲法などの講義をするはずだった。「納税者対応のため、必要最低限の基礎を叩き込む（国税関係者）のが目的で敷地内の寮に約9割が入寮する予定だったが、人数が集まる研修に対して地元から不安の声が出ていた。オンライン授業では、クラウド上の動画をダウンロードするなどして講義を行う計画。国税関係者は「動画では情報が一方通行となり、知識の習熟度に大きな差が出てしまう可能性がある。定期的にテストを実施して確認するしかない」と危惧する。ほかにも、千葉県船橋市や大阪府枚方市などで実施予定だった高卒などの職員約820人を対象にした研修もオンライン研修に切り替えた。関係者は『20歳以下の職員が多く寮生活で社会人、公務員、税務職員としての自覚を持ってもらう側面も大きいのだが……』とため息をつく。…（以下省略）…」

3 令和2年4月以降の社会の動きと税大での研修実施

その後、3月末には全国における一日当たりの新規感染者が100名を超え⁽²²⁾、米国では新規感染者が一日当たり10万人を超えたとの報道もあり、4月7日には政府が7都府県（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡）に5月6日までの間、初の緊急事態宣言⁽²³⁾を発令、同16日には政府が残りの40道府県にも緊急事態宣言を発令した（7都府県と同様に期限は5月6日、その後5月4日に安倍総理が緊急事態宣言を31日まで延長す

る旨表明。）。5月14日には、8都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県）以外の緊急事態宣言を解除、5月21日には3府県（京都府、大阪府、兵庫県）の緊急事態宣言を解除し、同25日には、政府が緊急事態宣言を全面的に解除した。

時間的には前後するが、緊急事態宣言の発令を受けて4月10日、東京都小池知事は記者会見で遊興施設や運動施設、劇場、商業施設など幅広い業種に対し11日から5月6日までの休業を要請し、神奈川県と埼玉県も同様の休業要請を行うことを表明した。

この間、4月中旬の日本国内の新規感染者は数百名、同18日には累計感染者数が1万名を超えているものの、5月中旬以降は新規感染者数が数十名と減少した（6月27日までの一日当たりの新規感染者は数十名程度）。

なお、この間の税大研修は、前記2で記載した税大集合研修の見直しとも関連するのだが、令和2年6月までの予定で（同元年7月から）集合していた本科研修は4月6日をもって中断、同7日から所属官署での勤務となり、のち6月に試験を実施したものの研修としての再開はしなかった。普通科研修については、緊急事態宣言を受けて在宅（オンライン）研修とし、その後緊急事態宣言が解除されていた時期には集合方式で行うこともあった。

(1) 集合研修の取りやめとオンライン等による研修実施（令和2年4月～6月）

前記2(2)の経緯により急遽在宅研修となった税大研修だが、以下のとおりの実施方法によって研修を行うこととして研修生への連絡を行った（いずれも専門官基礎研修の例）。

- ・ 税大が定める時間割に従って、①自己学習を行う、あるいは、②講義映像を視聴しながら学習する。
- ・ 自己学習は、同日（4月6日）に配付す

る税大講本を持ち帰り、定められた単位について講本等を読み、理解する（例えば 4 月 7 日は午前・午後とも税法の条文の読み方についての講本「税法入門」・講師作成資料を読み、4 月 8 日午前は租税の意義と租税原則、同日午後は租税体系と租税法体系、9 日午前は税務行政の大要、午後は税務行政組織と権限の学習及びレポート作成、10 日は公務員法の学習であった）。

- ・ 映像講義の受講は、私物 P C、スマートフォン、タブレットなどによる通信環境が整っている研修生については、講義映像ファイルを送付しそれを視聴することとし、学習環境が整っていない研修生については、タブレットやモバイル wi-fi を貸与することにより学習を行うこととした。なお、税法の映像講義も翌々週の 4 月 20 日から開始している。
- ・ 国税職員として現場で勤務するのに必須な簿記会計学の学習については、従前は和光に集合して座学により実施していたが、巷間に通信学習ツールが充実していることもあり、映像講義には馴染みやすく、こちらも研修生の資格保有状況や希望によりレベル別の映像講義を 4 月 20 日から実施している。なお、本来は入校時簿記実力テストを実施することとしていたものの、中止となり、資格保有と希望ベースでのクラス分けとなった。

なお、講義の実施方法としては、当時は急遽の対応であったため他に手段がなかったと思われるが、例えば「税務職員の基本」という教科の中で扱う「職場のコミュニケーション」や「公務員として身に着けるべき基本的マナー」といった、研修生が自ら考え、更に議論をして意識（自覚）を持たせるような内容の研修については、一方通行の映像講義よりは研修生の目を見てコミュニケーションをとりながら進める方法の方が効果的であることは間違いなく、上掲の 4 月 15 日日経

新聞において「関係者がため息をつく」と紹介されている部分も（「関係者」がどういう立場で発言されているのかは知りようもないが、仮に元職・現職の国税関係者であれば）この点についての懸念を表したものであったかもしれないと推察されるところである。

(2) 一部研修見送りと集合研修の再開、これに対する地元自治体の反応（令和 2 年 7 月～）

2020 年（令和 2 年）7 月以降⁽²⁴⁾の長期研修について、4 月から継続実施している普通科と 8 月からの専科研修は集合研修も取り入れつつ実施したが、本科・専攻科・国際科等ほとんどの研修は実施見送りを決定し、5 月末に職員周知をしていた。

これに関連して、6 月 25 日には報道発表を行い、4 月から継続実施している普通科と 8 月から実施予定の専科以外のほとんどの研修は実施を見送る旨及び普通科については 7 月から専科については 8 月から集合研修を実施する旨を対外的に公表した⁽²⁵⁾。なお、令和 2 事務年度実施予定の本科については既にその選抜試験を終え入校生が決定されていたが、その翌年度以降に実施が先送りされ、また、令和 3 年度本科研修生にかかる選抜試験は実施されないこととなった。

集合研修一部再開について、同年 7 月 25 日付時事通信では「国税庁の集団研修再開に『なぜ今？』 寮生活の研修生ら不安—新型コロナで一時延期」というタイトルの記事で、「同庁（筆者注：国税庁のこと）は感染対策に全力を挙げるが、研修生からは「クラスター（感染者集団）が発生する危険を冒してまで、集合を実施する必要があるのか」と疑問の声が出ている。」としつつ、普通科研修に参加している大阪の研修生の不安の声や、和光市の寮にいる研修生の母親が心配しているとの声を報じている。

集合研修一部再開についての近隣自治体の

反応として、4 月には税大和光校舎での集合研修実施に対して「政府が要請している大規模なイベントや集会の自粛に相反しているとして『適切ではないと考えている』」とのコメントを発した松本武洋和光市長（当時）が、同年 7 月 29 日に税務大学校和光校舎の視察・確認を行い、「現在実施されている研修の会場となっている教室については、定員の 8%を上限としてソーシャルディスタンスを保った形で実施されていることを確認しました。教室はスカスカで、換気が行われていました。…（途中省略）…。食堂については 1000 人収容のところ、200 人程度を上限としてまた、交互に座席を配置するなどの工夫がなされていました。…（途中省略）…。なお、宿泊棟は個室であり、室外に出るときはマスクの着用を課しているとのことです。」（当時の市長松本武洋氏のブログ⁽²⁶⁾）と、税務大学校が実施した感染対策に一定の理解を示していた。

(3) オンラインでの具体的な研修実施方法 （令和 2 年 7 月～）

令和 2 年 4 月からしばらくは、緊急対応的に私物のデバイス・通信環境により研修を行っていたが、全ての研修生に私物デバイスや通信にかかる研修環境が整っていたとは言えないことなどから、令和 2 年 7 月から徐々にではあるが「研修用タブレット」とそのための通信回線等を調達し、研修環境の改善に取り組んだ。一例としての調達事例としてだが、令和 2 年 7 月・8 月にタブレット端末・周辺機器及びそのための通信回線等を調達した⁽²⁷⁾。

タブレット等調達により、私物でのデバイス・通信環境の整備状況を問わず、職場として研修環境を整えることができ、また、オンデマンド配信の映像講義を受動的に受けるだけでなく、オンライン会議機能を利用してゼミ等での討議や打合せも行えることとなった。令和 2 年 7 月以降、全国的にあるいは地域的

に緊急事態宣言やまん延防止措置等の発出状況に合わせて集合・オンラインの別はあったものの、オンラインによる研修環境が整ってきたことによりこの間の研修はおおむねスケジュール通りに行われた。

4 令和 3 年 12 月（オミクロン株拡大期の） 帰還邦人受入れ

令和 3 年終盤になって、コロナウイルスの変異株であるオミクロン株の海外での感染拡大と我が国における水際対策が行われ、税大和光校舎もその学寮を海外からの帰国者等向けの一時待機施設として提供することとなった。経緯は和光市ホームページ（前掲）に、令和 3 年 12 月 6 日に厚生労働省から「海外からの帰国者等の一時待機施設として、市内の税務大学校等の施設を使用」、「受入れ対象は…出発するに際して検査を行った結果が陰性、更に成田及び羽田空港到着時の検査においても陰性であった方…」及びそれらに関して市長コメントとして国家の緊急事態であり協力したいと考えている旨、ただし一時待機者の外出制限や近隣住民への説明及び一時待機者の退庁状況などの情報提供について申し入れをした旨などが記載されている。

税大としては、研修生に対し、帰国者の一時待機施設として厚生労働省へ学寮を提供することについて、以下を周知した。

- ・ 政府からの要請を受け、帰国者が待機するための「検疫所が確保する宿泊施設」として学寮を提供する。
- ・ このため、各寮について入居している研修生全員の退去が必要。したがって、個別の事情がある研修生を除き、自宅等で在宅により研修を受講することとなる。

帰国者等の税大学寮での一時待機は令和 4 年 2 月 13 日で終了し、その後は前記 3(3)記載の方法で研修を行ってきている。

5 現在の税大研修実施方法

現在も基本的には前記 3(3)の方法によりオンライン研修を実施し、集合できる際⁽²⁸⁾には集合の機会を効果的に活用した実施方法としているが、この3年間のオンライン研修の実践によりオンライン・集合それぞれのメリットが明らかになってきており、それらをうまく組み合わせながら(部内的には「ベストミックス」という言葉を使っている)実施することとしている。

具体的には、オンラインのうちオンデマンド方式(用意された映像講義を視聴)においては、事前学習等である程度分かっている部分は例えば1.25倍速等で視聴しつつ、苦手な部分、分からなかった部分は繰り返して視聴できる、オンラインライブ方式においては、多くの者がイレギュラーに議論するのには向かない反面、資料を見ながらの説明や一人ずつ意見を言うような局面には適している、集合方式においては、(オンデマンドと違って聞き逃した部分、分からなかった部分についての途中の巻き戻しはできないものの)議論はし易くまた人間同士の絆を深めるのに大きな効果がある、などの実践で得られた効果的な使い方に応じて、各研修内容を割り振ってベストな形を(各種の制約要件を踏まえながら)探っていくことで研修効果の最大化を図ることとしている。

また、集合が少なければ、育児や介護等の事情があつてこれまでは研修受講を諦めていた(延期していた)職員も研修に参加することができ、事情のある職員にも開かれた研修となりつつある。当然、初任者については、公務員として、国税職員としての高いモラルの涵養なども教育内容に含まれているので集合研修が望ましい⁽²⁹⁾が、一定程度の経験を踏まえた職員であれば知識の習得部分についてはオンラインでも(むしろ「オンラインの方が」)研修の効果が期待できるものと考えられる。

また、ベストミックスの検討と併せて、オンラインという手法を前提としつつコミュニケーション効果を高めるための「ベストプラクティス」も部内で議論、共有化しつつある。具体的には、ライブ講義やミーティングにおいては、研修生に司会をさせる、3分間スピーチをさせるなどによりコミュニケーション(発信)の機会を設ける、オンデマンド講義では集中力維持のためチャプターをより細かく区切る、「ここで問題を解いてください」というなどインタラクティブを心がける、などの取組みが有用との意見もあった。これらの取組みは、オンラインで疎かになりがちなコミュニケーションや集中力を高めるのに効果があるものと思われる。

なお、「オンライン」と言っても、基本は研修生が所属する官署(国税局や税務署)において研修を受講、試験は各地方研修所で実施することとしているところ、試験会場の確保や試験官対応など、地方研修所や所属官署とよく連携しなければ研修として成り立たなかったとも言える。引き続き、各種課題に対して、本校、和光校舎及び地方研修所、所属官署ともによく連携し一体となって取り組む必要があると考える。

6 最後に

これまで述べてきたように、税大はコロナ禍により、国の施設として緊急事態対応としてその学寮をクルーズ船の乗客・乗組員や帰国者に提供する対応を急遽取り、また、集合方式中心だった研修にオンライン研修の導入を余儀なくされた。緊急事態における学寮の提供は、国の機関として当然のことであり、今後も同様の事象が生じれば積極的に対応していくこととなろう。また、オンライン研修については、結果的にはコロナ禍によって一気に研修実施方法のDX⁽³⁰⁾が進むとともに、事情により集合しづらい職員の研修も促すことができたものと評価することができる。

しかし、オンラインを組み合わせたハイブリッド型研修については、未だ道半ばであり、それぞれの研修内容にふさわしい方式（オンライン（オンデマンド、ライブ）、集合）の整理と、それに向けたデバイス・通信環境等の

システム予算や人員の手当て、各研修生の研修環境の整備に向けた努力が引き続き必要になる。政府全体のDXの動きと歩調を合わせつつ、他の研修機関の取組みも参考にしつつ、取り組んでいくこととなろう。

- (1) 財務省設置法第20条第3号、財務省組織令第95条第5項。
- (2) 税大本校（和光校舎）で実施する主な研修としては、税務職員試験採用者で一定の経験を経た者を対象とする「本科」（7月から翌年6月までのほぼ通年、300名余）と、国税専門官試験採用者で一定の経験を経た者を対象とする「専科」（8月から翌年2月までの7か月、1000名超）がある。なお、税大には本校の他に地方研修所も国内各所にあり、関東信越研修所は税大本校和光校舎敷地内に所在しているが、この稿では本校の取組みを中心に記述する。
- (3) 税大和光校舎の学寮には、北側から順に、霞寮（232室）、若松寮（366室）、船橋寮（380室、以下同じ）、和光寮の4棟がある。なお、「霞」は税大の本校が千代田区霞が関の財務省庁舎に設置していることに因み、「若松」は、和光校舎が設置される前は新宿区若松町に若松町校舎が、「船橋」は船橋市に船橋校舎が所在していたことに因んでいる。以後は注書きなしで「船橋寮」などと書き表すが、あくまで（千葉県船橋市ではなく）和光市に所在する寮であることにご留意いただきたい。
- (4) 「国税庁レポート2022」19頁。
- (5) ただし、この後6日に研修自体が打ち切られたため、司法研修所の寮に1日に入居した専科生は数日で退去することとなった。
- (6) 税大当局が把握した概数。入退去の管理は内閣官房の責任で行っているため、概数のみ把握している点をご容赦願いたい。
- (7) 朝日新聞デジタルの2月1日付記事
<https://www.asahi.com/articles/ASN2165THN21UTIL00S.html>、令和5年5月19日最終閲覧）によれば、西ヶ原研修合同庁舎（東京都北区）や勝浦ホテル三日月（千葉県勝浦市）から「相部屋の解消や生活環境改善のため」（内閣官房）二百数十人が、個室で部屋ごとに風呂やト

- イレが付いている税大の宿泊施設（和光校舎学寮）に移ったと報じられている。
- (8) 税大は、内閣官房の要請に応じて学寮を貸与した立場であり、帰国者やクルーズ船の乗客・乗組員の入居・退去等の正確な人数・日程を把握していない。本稿は、関係各所の情報を参照しており、データの正確性には欠ける部分があることをご容赦願いたい。
- (9) 2020年2月12日配信記事「新型コロナウイルス「施設無事に出たい」帰国男性 退去前検査控え緊張」。
- (10) 国立保健医療科学院も含む。
- (11) 同市ホームページ
https://www.city.wako.lg.jp/home/fukushi/kenkozukuri/kansensho/coronavirus/_1999183.html
 （令和5年5月19日最終閲覧）。
- (12) 2月1日（土）は研修生総出で学寮引渡しのための退寮対応を行ったため、3日（月）を休日に振り替えた。研修生にとって、4日（火）は週明け初日ともいえる。
- (13) 専科研修は、税理士法に定める「指定研修」であり、研修の試験合格と修了が試験科目免除の要件となることもあり、会計学・税法を含む法律の試験が厳密に実施されている。
- (14) 専門家の知見も得て帰国邦人とはエリア分けをしていたが、「自分も感染しているのでは？」や「帰国邦人が外出しているのでは？」など、やや根拠の薄い、あるいは誤解に基づく不安も多く見られた。
- (15) 厚生労働省（<https://covid19.mhlw.go.jp>）のオープンデータを参照。
- (16) 前掲読売新聞東京本社調査研究本部『報道記録 新型コロナウイルス感染症』79頁。
- (17) https://www.city.wako.lg.jp/home/hukushi/kenkozukuri/kansensho/coronavirus/_19183.html（令和5年5月19日最終閲覧）。
- (18) 前掲読売新聞東京本社調査研究本部『報道記

録『新型コロナウイルス感染症』76頁。

- (19) 武漢からのチャーター便についての情報提供も含む。
- (20) 専門官基礎研修のこと。
- (21) <https://www.pref.saitama.lg.jp/a701/message/20200404.html>（令和5年5月19日最終閲覧）。
- (22) 厚生労働省（<https://covid19.mhlw.go.jp>）（令和5年5月19日最終閲覧）から入手したオープンデータにより集計。クルーズ船における感染者を含むデータ。
- (23) 令和2年（2020年）3月13日に成立した新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（通称「新型コロナ特措法」）に基づく措置。
- (24) 国税庁の事務に関する年度は例年7月から翌年6月までであり、令和2年7月以降の研修は「令和2事務年度研修」となる。
- (25) その後も感染状況に応じ、自治体において往来が自粛されたことに合わせ、令和2年11月18日から、札幌研修所に集合していた研修生に研修用タブレットを配付して、集合方式ではなくオンラインで研修を継続するなどの対応を行った。
- (26) <https://ameblo.jp/takeyan/entry-12614230109.html>（令和5年5月19日最終閲覧）。
- (27) 国税庁ホームページの税大の調達情報（<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/chotatsu/keiyaku.htm>）の令和2年7月分及び8月分参照。
- (28) 例えば令和4事務年度の専科研修（令和4年8月～同5年2月）を例に挙げると、合計2回、延べ日数にして9日、税大和光校舎において集合して研修を行った。
- (29) 令和5年4月から開始している専門官基礎研修（約3か月）は、4年ぶりに全期間集合方式としている。なお、モラルの涵養などのほか、自ら問題意識を持って調べ、考える、という意識を醸成するのにも対面の方が効果的なのではないかという意見もある。
- (30) Digital Transformation の略。業務をデジタル化するだけでなく業務のやり方自体も見直す意。